

「インドネシア：海外資金を国内に還流させる規制実施」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 情報戦略グループ

インドネシア中央銀行は、10月3日、国内市場へのドル流動性供給を目的に、「企業活動における海外資金を国内に還流させる規制」を実施することを発表した。2012年1月2日より実施される。

10月3日、インドネシア中央銀行は、国内市場へのドル流動性供給を目的に、「企業活動における海外資金を国内に還流させる規制」を実施することを発表した（中銀通達：13/20/PBI/2011）。2012年1月2日より実施される。2012年7月2日以降、違反企業に対し罰金が科せられる他、輸出業務停止処分を受けることがある。

本件実施により、一部の企業[※]においては、海外口座に保有している資金をインドネシアの国内銀行（含む三菱東京UFJ銀行ジャカルタ支店）に還流させる必要が出てくる。

※海外口座で輸出代金回収を行なっている企業や、プロジェクトファイナンス案件、域内キャッシュマネジメントを行なっている大企業など

※通達原文（中銀通達：13/20/PBI/2011：インドネシア語）は、以下のサイトご参照
http://www.bi.go.id/web/id/Peraturan/Moneter/pbi_132011.htm

※中銀は、今回の通達の関連規定の通達2つを出している。

1. 中銀通達：13/21/PBI/2011＝外貨流通監視に係る中銀規定
2. 中銀通達：13/22/PBI/2011＝外国借入の報告義務に係る中銀規定

「中銀通達：13/20/PBI/2011」の概要は、以下の通り。

◆ 輸出代金

- 全ての輸出代金受取りについて、**銀行宛に輸出申告（PEB）の提出義務**。
- **輸出申告（PEB）から90日以内**に国内銀行に入金する必要あり。
- ユーザンスL/Cなど、輸出申告（PEB）から90日を超える場合は、決済日から14日以内に国内銀行に入金。
- 罰金は輸出申告（PEB）に対する不足金額の0.5%（最低10百万ルピア、最高100百万ルピア[=約8万7,000円~87万円]）
- 罰金を支払わなかった場合、輸出業務停止処分を受けることがある。

◆ 海外借入代わり金

- 既存借入のロールオーバーを除き、海外借入代わり金は国内銀行に入金する必要あり。
- 罰金は1回の借入実行毎に10百万ルピア。
- 罰金を支払わなかった場合、輸出業務停止処分を受けることがある。

◆ 発効、経過措置

- 通達発効は2012年1月2日。
- 罰金の適用は2012年7月2日。
- **ネットティングによる輸出代金の差引き入金**は、2012年12月31日まで認める。

(ご参考)「中銀通達：13/20/PBI/2011」の和文意訳(Unofficial)は、以下の通り。

中銀通達
13/20/PBI/2011

輸出代金受取りと海外借入代わり金に係る件

第1章
一般規定

省略

第2章
国内外為銀行を経由した輸出代金(DHE)の受取り義務

第2項

輸出者は輸出代金(DHE)の全額を国内外為銀行経由で受取らなければならない。

第3項

(1)

輸出代金は輸出申告(PEB)日付から90日以内に受取らなければならない。

(2)

L/C ユーザンス等、期日が輸出申告(PEB)日付から90日を超える場合は、決済期日から14日以内に受取らなければならない。

第4項

(1)

輸出者は輸出申告(PEB)に関連した輸出代金(DHE)受領の明細を、国内外為銀行に提出しなければならない。

(2)

明細には少なくとも、輸出申告(PEB)日付、関税事務所コード、PEB登録番号、及び輸出者の納税者登録番号(NPWP)を記載しなければならない。

(3)

明細は輸出代金(DHE)受取りから3営業日以内に、国内外為銀行に提出されなければならない。

(4)

国内外為銀行は受領した明細を中銀に提出しなければならない。

第5項

(1)

第3項(2)により輸出代金(DHE)を受取る場合は、輸出者は事由を説明書類と確認資料を国内外為銀行に提出しなければならない。

(2)

上記書類は輸出申告(PEB)日付より14日以内に提出しなければならない。

(3)

上記期限までに必要書類が提出されなかった場合、当該取引の取扱いは第3項(1)に

準じる。

第 6 項

(1)

輸出代金(DHE)受取り金額は、輸出申告(PEB)金額に一致しなければならない。

(2)

輸出申告(PEB)を下回る金額で輸出代金(DHE)を受取った場合、輸出者は説明書類と確認資料を国内外為銀行経由、中銀に提出しなければならない。

(3)

受取り輸出代金(DHE)の不足が加工賃、サービス料、オペレーティングリース、ファイナンスリースによるものである場合、輸出者は説明書類と確認資料を提出しなければならない。

(4)

受取り輸出代金(DHE)の不足が輸出申告(PEB)の 10%または最大 10 百万ルピアまでの管理費によるものである場合、輸出者は説明書類と確認資料を提出する必要はない。

(5)

上記(2)の説明書類と確認資料は輸出代金(DHE)受入れの翌月 5 日までに、国内外為銀行経由、中銀に提出されなければならない。

(6)

上記期限までに必要書類が提出されなかった場合、輸出申告(PEB)に対し不適合と見なされ、輸出者は国内外為銀行を通じた輸出代金(DHE)受入れを行なわなかったものと見なされる。

第 7 項

(1)

輸出者が輸入者の債務不履行、破綻または不可抗力により輸出代金(DHE)を受領出来なかったか、輸出申告(PBE)を下回る受領となった場合、輸出者は説明書類と確認資料を国内外為銀行経由、中銀に提出しなければならない。

(2)

上記書類は輸出申告(PEB)日付から 90 日以内に提出されなければならない。

(3)

L/C ユーザンス等、期日が輸出申告(PEB)日付から 90 日を超える場合は、上記書類は決済期日から 14 日以内に提出されなければならない。

(4)

上記期限までに必要書類が提出されなかった場合、輸出申告(PEB)に対し不適合と見なされ、輸出者は国内外為銀行を通じた輸出代金(DHE)受入れを行なわなかったものと見なされる。

第 3 章

居住者による海外借入代わり金(DULN)の国内外為銀行経由義務

第 8 項

(1)

全ての居住者による海外借入代わり金(DULN)は国内外為銀行を経由しなければなら

ない。

(2)

上記(1)の海外借入代わり金(DULN)とは、以下の海外借入による資金の受渡を指す。

- a. リボルビング条項のない契約書に基づく海外借入
- b. 旧借入明細と異なる金額での再借入契約に基づく海外借入
- c. 債券や CP など、証券形態での海外借入

(3)

上記(1)の海外借入代わり金(DULN)は中銀宛に報告されなければならない。

第 9 項

(1)

海外借入代わり金(DULN)の合計額は、契約金額と等しくなければならない。

(2)

海外借入代わり金(DULN)の合計額が契約金額を下回る場合、借入人は説明書類と確認資料を中銀宛に提出しなければならない。

第 4 章

輸出代金(DHE)と海外借入代わり金(DULN)のモニタリング

第 10 項

(1)

中銀は輸出者の提出した書類に基づき、第 2 項の輸出代金(DHE)受領についての遵守状況の調査を実施する。

(2)

上記(1)の調査に伴ない、中銀または関係政府機関は説明書類、確認資料、記録の提出を要求することがある。

第 11 項

(1)

中銀は借入人の提出した書類に基づき、第 8 項の海外借入代わり金(DULN)についての遵守状況の調査を実施する。

(2)

上記(1)の調査に伴ない、中銀または関係政府機関は説明書類、確認資料、記録の提出を要求することがある。

第 5 章

制裁及び罰金

第 12 項

(1)

第 2 項、及び第 3 項に違反した輸出者は、不足した輸出代金(DHE)金額に対し 0.5% (10 百万ルピア以上、100 百万ルピア以下)の罰金に処せられる。

(2)

罰金のルピアへの換算は、罰金が発生した日の中銀仲値を使用する。

(3)

輸出者が罰金を支払わなかった場合、関連する法・条例・規制に基づき、輸出業務の停止を命じられる。

第 13 項

(1)

第 8 項に違反した借入人は、外国借入代わり金(DULN)引出しの都度、10 百万ルピアの罰金に処せられる。

第 14 項

上記第 12 項、第 13 項の制裁や罰金により、輸出代金(DHE)や、外国借入代わり金(DULN)の国内外為銀行経由義務は中断されない。

第 15 項

(1)

上記第 13 項、第 14 項の罰金は、中銀内の国庫に支払わなければならない。

(2)

上記罰金の支払いは、国庫事務所からの書面による通知を受領後、行なわれなければならない。

第 16 項

(1)

上記第 12 項(3)における輸出業務停止処分は、罰金の支払い証明か、国内外為銀行による不足の輸出代金(DHE)受取りの証拠書類を中銀が受領した後、解除される。

(2)

上記(1)の確認書類は、輸出者が中銀に提出する。

(3)

上記確認書類は、中銀が内容を確認した後、有効となる。

第 6 章

データとレポートの提出

第 17 項

(1)

第 4 項に定める明細の提出、並びに第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 10 項に定める確認書類については、別途中銀の定める外為取引報告規制に従う。

(2)

第 8 項に定める報告手順、同じく第 9 項、第 11 項に定める確認書類については、別途中銀の定める外国借入代わり金(DULN)報告義務に従う。

第 7 章

暫定措置

第 18 項

(1)

本通達発効前に国内外為銀行を経由しないことを合意した輸出代金(DHE)の受領や、輸出者の支払義務についてサインを取り交わした取引については、通達発効後 12 ヶ

月は本通達の対象外とする。

(2)

上記取引については輸出申告(PEB)日付から14日以内に、説明書類と確認資料の提出により、輸出者から中銀に報告されなければならない。

(3)

2012年に発行された輸出申告(PEB)に基づく輸出代金(DHE)の受領に関しては、輸出申告(PEB)日付より6ヶ月後までの受領が認められる。

(4)

ネットィングを伴う輸出代金(DHE)の受領は、2012年12月31日までに限り、確認書類の提出により認められる。

(5)

本通達発行前にサインを取り交わした契約書に基づく海外借入代わり金(DULN)引出しについては、国内外為銀行経由義務の対象外とする。

但し、本通達発行後にアmendにより増額した契約書に基づく海外借入代わり金(DULN)引出しを除く。

第8章 最終規定

第19項

第12項、第13項に定める制裁措置は2012年7月2日より発効する。

第20項

本通達は2012年1月2日より発効する。

以上

解説
中銀通達
13/20/PBI/2011

輸出代金受取りと海外借入代わり金に係る件

1. 総論
省略

2. 各論

第1項 - 第4項

通達の通り。

第5項

(1)

確認資料は輸出申告(PEB)、ユーザンス L/C、輸入者の支払い停止証明、及びその他のコピーを含む。

(2)、(3)

通達の通り。

第6項

(1)

通達の通り。

(2)

輸出代金(DHE)と輸出申請(PEB)の金額相違に関する確認資料については、外為取引報告規制を参照のこと。

(3)

加工賃(Maklon)に関する説明。(省略)

(4) - (6)

通達の通り。

第7項

(1)

「不可抗力」とは、火災、落雷、テロ、爆破、紛争、サボタージュ、ストライキ、決済システムの障害、及び地域当局の認定する地震、洪水などの天災により、輸出者が輸出申告(PEB)に対し輸出代金(DHE)の受取りが不足となるか、輸出代金(DHE)の全額を受取れない状況を指す。

「確認資料」とは、輸入者が債務不履行、破綻、或いは不可抗力の状態にあることを証明する書類を指す。

(2) - (4)

通達の通り。

第 8 項

(1)

通達の通り。

(2)

a.

「リボルビング条項のない契約書」とは、契約金額の範囲内で累積的に代わり金の引出しを行なうことの出来ない契約書を指す。

(例 1)

A 社は金利や条件がより良かったことから、シンガポールの貸出人 ABC 銀行からの既存海外借入 20 百万米ドルの再調達として、シンガポールの貸出人 XYZ から、既存海外借入と同額の 20 百万米ドルの海外借入を行なった。本件再調達は既存海外借入の金額を超えない為、本件は海外借入代わり金 (DULN) の国内外為銀行経由義務の対象外である。

(例 2)

B 社はシンガポールの貸出人 GHI 銀行からの既存海外借入 20 百万米ドルの再調達として、シンガポールの貸出人 DEF 銀行から、30 百万米ドルの海外借入を実施、10 百万米ドルは運転資金として追加借入を行なった。追加分となる 10 百万米ドルについては、海外借入代わり金 (DULN) の引出しとして、国内外為銀行経由義務の対象となる。

c.

「証券債務」とは、国内、または海外の資金市場、資本市場において取引可能な金融商品を指す。

(3)

通達の通り。

第 9 項

(1)

通達の通り。

(2)

引出しの累積額は、直近の引出し済み海外借入代わり金(DULN)を指す。

(例)

C 社はシンガポールの KLM 銀行との間で、契約期間中に最大 10 回までの引出しが可能との条件で、100 百万米ドルの借入契約書を交わした。直近、または 10 回目の引出し時点で、累積額は 80 百万米ドルとなった。この場合、契約金額と累積額との間に 20 百万米ドルの差異が生じている為、借入人は中銀に対して説明書類と確認資料を提出する必要がある。

第 10 項 – 第 11 項

通達の通り。

第 12 項

(1)

「不足した輸出代金(DHE)金額」とは、輸出申告(PEB)額から受取り済みの輸出代金(DHE)額を差し引いたものを指す。

(例)

輸出申告(PEB)上の輸出金額は 500 千米ドルで、国内外為銀行経由で受取り済みの輸出代金(DHE)額は 100 千米ドルだった。残りの 400 千米ドルは海外銀行で受取っており、規定の輸出申告(PEB)日付から 90 日以内に、国内外為銀行に戻さなかった。この場合、輸出者は 400 千米ドル×0.5%の罰金に処せられる。

(2)

「中銀仲値」とは、中銀の公表する売りレートと買いレートを足して 2 で割ったものを指す。

「罰金が発生した日」とは、中銀による通知の発行日を指す。

(3)

輸出業務停止の罰則は、中銀からの要請に基づき、関税当局が実施する。

第 13 項 – 第 15 項

通達の通り。

第 16 項

(1)

輸出業務停止の解除は、中銀からの要請に基づき、関税当局が実施する。

(2)

罰金の支払い証明、国内外為銀行による不足輸出代金(DHE)の受取り証明は、国庫への送金証明か、輸出代金(DHE)を受取った国内外為銀行の SWIFT コピーによるものとする。証明書類は、以下の住所に提出する。

Bank Indonesia

Direktorat Statistik Ekonomi dan Moneter

Menara Sjafruddin Prawiranegara Lt. 16

Jl. M.H. Thamrin No. 2

Jakarta Pusat

(3)

通達の通り。

第 17 項

通達の通り。

第 18 項

(1)

国内外為銀行を経由しない輸出代金(DHE)受取り、または輸出者からの支払い契約の例：

輸出者 D 社は 2010 年 2 月に、複数の海外銀行からシンジケーション形式で 500 百万米ドルの長期借入を、以下の条件により行なった。

a) 6 ヶ月毎に元利金 26.25 百万米ドルの支払い

b) 毎月の輸出代金は香港にある KLM 銀行に入金しなければならない

c) KLM 銀行は毎月 4.375 百万米ドルの輸出代金を受取る

d) KLM 銀行は 6 ヶ月毎に貸出人宛に入金口座からの支払いを行なう

上記のような契約形態に基づく輸出者の支払い義務については、2012 年 12 月まで認められる。

つまり、2013 年からは輸出者は輸出代金(DHE)を国内外為銀行経由で受取らなければならない。

KLM 銀行に入金されるべき毎月の元利金 4.375 百万米ドルは、一旦輸出代金(DHE)を国内外為銀行で受領後、行なわれる必要がある。

(2)

確認資料は輸出代金(DHE)が国内外為銀行を経由しないことや、輸出者の支払い義務の確認出来る契約書、及びそのコピーを含む。

説明書類、確認資料は、以下の住所に提出する。

Bank Indonesia
Direktorat Statistik Ekonomi dan Moneter
Menara Sjafruddin Prawiranegara Lt. 16
Jl. M.H. Thamrin No. 2
Jakarta Pusat

(3)

(例 1)

2012 年 1 月 2 日付の輸出申告(PEB)については、輸出代金(DHE)の受取りは 2012 年 7 月 2 日を超えないこと。

(例 2)

2012 年 12 月 31 日付の輸出申告(PEB)については、輸出代金(DHE)の受取りは 2013 年 7 月 1 日を超えないこと。

(4)

輸出者の支払義務とのネットティングによる輸出代金(DHE)受取りの例：

E 社は 2012 年 3 月にマレーシアの M 社に対して輸入債務 1 百万米ドルと、輸出債権 1.25 百万米ドルを計上した。決済期日は 2012 年 5 月で、両社はネットティングによる差額決済に合意している。

この場合、E 社は M 社から 0.25 百万米ドルを受取ることになる。2012 年末まではネットティング決済は引続き認められており、差し引きの 0.25 百万米ドルのみ、国内外為銀行を経由させる必要がある。2013 年 1 月 1 日からは、ネットティングは認められない。

確認資料は注文書、売買契約、両社のネットティング契約、及びそのコピーを含む。

(5)

F 社は 2010 年 8 月 26 日に、2015 年 8 月 26 日までの海外借入契約 100 百万米ドルを、貸出人 PQR との間で交わした。2012 年 9 月 25 日に契約書の変更が行なわれ、契約額が 150 百万米ドルに引き上げられた。

上記の例では、追加の 50 百万米ドルの海外借入代わり金(DULN)引出しについては、国内外為銀行を経由させなければならない。

第 19 項 - 第 20 項

通達の通り。

以上

(ご参考)「中銀通達:13/20/PBI/2011」の英文によるポイントのサマリー (Unofficial) は、以下の通り。
(English summary (Unofficial Translation))

BI regulation : 13/20/PBI/2011 regarding Receiving Export Revenue and Withdrawal of Offshore Loan

Effective date : 2 Januari 2012

I. Background

National economic development needs sufficient & sustainable source of fund. Meanwhile, supply of foreign currency in domestic market, mostly short-term investment portfolio, is one of sources of fund for economic development susceptible to sudden capital reversal. Other sustainable source of fund can be originated from Forex Revenue (**DHE**) and Offshore Borrowing (**DULN**). In case the placement is through Indonesian banking, the DHE and DULN concerned can provide optimum contribution national-wide and also usefull to encourage the establishment of more sound financial market as well as to support the attempt of maintaining the stability of rupiah value.

Operationally not all DHE and DULN are placed in Indonesian banking so that there is a need of regulation which can ensure the receiving of DHE and withdrawal of DULN are conducted through Indonesian banking. This regulation is still based on free foreign exchange system which so far is effective, by which all resident can own and use foreign exchange freely as mentioned in Law no. 24 year 1999 regarding Foreign Exchange Inflow & Outflow and Exchange Rate.

note: **banks** = **foreign exchange banks**

II. Major points

A. Compulsory of receiving DHE through forex banks in Indonesia

1. The entire DHE must be received by exporter through forex banks in Indonesia.
2. The receiving of DHE through forex banks must be done within 90 callendar date at the latest after the date of export declaration (**PEB**).
3. Receiving DHE through forex banks, done by payment of *usance* L/C, goods in transit, deferred payment, *collection*, which due date is longer than or equal to 90 calendar days after PEB date, must be at the latest 14 calendar days after the due date of the payment concerned.
4. Exporter must communicate/share the infomation mentioned in the PEB related to DHE received, to the bank. The information concerned must be known by the bank within 3 business days after the DHE is received by exporter through the bank which then shall be transmitted to Bank Indonesia.
5. Exporters who will receive DHE done by payment of *usance* L/C, goods in transit, deferred payment, *collection*, which due date is longer than or equal to 90 calendar days after PEB date, must submit written explanation with supporting document as required, to the bank to be transmitted to Bank Indonesia. The written explanation with supporting evidence concerned must be submitted at the latest 14 calendar days afer the PEB date.
6. DHE received by the exporter must conform with the PEB value. Exporters who receive DHE < the PEB value, must submit written explanation with supporting evidence to the bank to be transmittedd to Bank Indonesia. The written explanation together with supporting evidence

must be submitted to the bank to be transmitted to Bank Indonesia at the latest date 5 of the next month after the DHE is received by exporter through the bank.

7. In case there is short (minus) difference between DHE and PEB value due to *maklon*, repair service, and/or operational leasing or financial leasing, then the DHE received is assumed to have conformed with the PEB value so that the exporter must still submit written explanation together with supporting documents.
8. In case the short (minus) difference between DHE and PEB value is due to administration fee 10% out of the PEB value or maximum equivalent Rp10.000.000,00 then the DHE received is assumed to have conformed with the PEB value so that exporter does not need to submit supporting documents.
9. Exporters who have not received DHE or received DHE < than the PEB value through banks because the importer is on default, bankrupt, or *force majeure*, must submit written explanation together with supporting documents to the bank to be transmitted to Bank Indonesia. The written explanation with supporting evidence concerned must be submitted at the latest 14 calendar days after the PEB date. But for DHE by payment of *usance* L/C, goods in transit, deferred payment, *collection*, which due date is longer than or equal to 90 calendar days after PEB date, written explanation with supporting documents must be submitted at the latest 14 calendar days after the due date of the payment concerned.

B. Compulsory withdrawal of DULN through banks

1. every DULN must be withdrawn by ULN debtor through banks.
2. Compulsory withdrawal of DULN by Offshore loan debtor is applicable for cash DULN from:
 - a. ULN based on non revolving loan agreement not utilized for refinancing;
 - b. Difference of refinancing facility and amount of old ULN; and
 - c. ULN based debt securities such as Bonds, Medium Term Notes (MTN), Floating Rate Notes (FRN), Promissory Notes (PN), dan Commercial Paper (CP).
3. Withdrawal of DULN must be reported to Bank Indonesia.
4. The accumulated value of DULN withdrawal must be equal with the commitment value. In case the value of accumulated DULN withdrawal through banks by offshore loan debtor is < the commitment, the offshore loan debtor must submit written explanation to Bank Indonesia.

C. Monitoring DHE andn DULN

1. Bank Indonesia checks the document to evaluate exporter's compliance to the requirement of compulsory receiving DHE.
2. Bank Indonesia checks the compliance of Offshore Loan debtor to the requirement of withdrawing DULN.
3. Bank Indonesia can request evidence, notes, and/or supporting documents, with or without involving related institution.

D. Sanction

1. exporter who violates the compulsory receiving DHE through banks subjects to penalty. The penalty is imposed in Rupiah currency by using Bank Indonesia middle rate on the date of the penalty execution.

2. In case exporter does not pay the penalty and / or does not comply with the compulsory receiving DHE through banks, the sanction is postponement of export service based on custom regulation and based on the effective regulation.
3. Offshore loan debtor who violates the compulsory withdrawal of DULN through banks subjects to penalty. The penalty does not cancel the compulsory receiving DHE and withdrawal of DULN through banks.
4. Payment of penalty is remitted to State Treasury a/c in Bank Indonesia.
5. Liberation of export service postponement sanction will be given after Bank Indonesia receives and verify the payment evidence of penalty and/or evidence of receiving DHE through banks.

E. Submitting information and reporting

1. Procedure of submitting information as well as written explanation and supporting documents in the compulsory receiving DHE through banks is done based on Bank Indonesia regulation regarding LLD.
2. Procedure of submitting report as well as written explanation and supporting documents in the compulsory withdrawal of DULN through banks is based on Bank Indonesia regulation regarding compulsory report of DULN withdrawal.

F. Transitional provision

1. Receiving DHE agreed upon not through banks or related to payment of exporter's liability already signed prior to the effective date of this regulation, does not necessarily through banks up to 12 months after the effective of this regulation. The receiving of the DHE concerned must be reported by exporter to Bank Indonesia completed with written explanation together with supporting documents at the latest 14 calendar days after the PEB date.
2. Particularly for receiving DHE originated from PEB issued in 2012, the compulsory of receiving DHE through banks is effective 6 months after the PEB date.
3. Receiving DHE originated from *netting* of exporter's claim with exporter's liability can only be done up to 31 December 2012 and must be completed with supporting documents.
4. Receiving DULN originated from ULN agreement signed prior to the effective of this Bank Indonesia regulation does not necessarily done through banks, except for receiving DULN originated from additional ceiling of offshore loan due to amendment of agreement signed after the effective of this BI regulation.

G. Closing provision

1. This regulation is effective on 2 January 2012.
2. Sanction is effective from 2 July 2012.

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 情報戦略グループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

弊行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772
受付時間／月～金曜日 9：00～17：00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

※This report is intended only for information purposes and shall not be construed as solicitation to take any action. In taking any action, each reader is requested to act on the basis of his or her own judgment. This report is based on information believed to be reliable, but we do not guarantee its accuracy. The contents of the report may be revised without advance notice. Also, this report is a literary work protected by the copyright act. The Bank retains copyright to this report and no part of this report may be reproduced or re-distributed without the written permission of The Bank. The Bank expressly prohibits the re-distribution of this report to Private Customers, via the Internet or otherwise and The Bank, its subsidiaries or affiliates accepts no liability whatsoever to any third parties resulting from such re-distribution.